

入札説明書

岐阜大学（柳戸）工学部校舎V期改修電気設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年6月23日（金）

2 国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾清一

3 工事概要等

- (1) 工事名 岐阜大学（柳戸）工学部校舎V期改修電気設備工事
- (2) 工事場所 岐阜県岐阜市柳戸1番1 岐阜大学柳戸団地構内
- (3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和6年3月15日（金）まで。
- (5) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事においては、申請書及び資料の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東海国立大学機構施設統括部施設企画課施設庶務係（岐阜大学）に承諾願を提出して行うものとする。
- (8) ~~本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。~~

4 競争参加資格

- (1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申

立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該機構長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。または東海国立大学機構契約事務取扱細則第5条第2項の規定に基づき、東海国立大学機構が定める電気工事においてA又はB等級の資格を有する者であること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績（項目：企業の施工能力）」、「工事成績（項目：企業の施工能力）」、「同種工事の施工経験（項目：配置予定技術者の能力）」、「工事成績（項目：配置予定技術者の能力）」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成20年度以降に、元請として完成・引渡が完了した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の学校施設、研究施設、病院において、延べ面積が500m²以上の新営又は全面改修電気設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。
 - ② 平成20年度以降に、元請として完成・引渡が完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東海国立大学機構から建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第13第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 東海・北陸地区内又は長野県若しくは滋賀県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。

(ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(二) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社総合設備コンサルタント

- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」及び「価格」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は下記(3)の①「企業の技術力」及び②「企業の信頼性・社会性」の評価項目において、資料の内容に応じ最高32点を与える。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を与える。
- ③ 総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
- ・評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

総合評価落札方式（実績評価型）適用項目及び配点表

項目	細目	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。 ・その他の工事実績あり。 ・実績なし。[欠格]	5.0 点 3.0 点 欠格
		当該工事種別の過去2年度以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	
	工事成績	・84点以上 ・81点以上84点未満 ・78点以上81点未満 ・75点以上78点未満 ・72点以上75点未満 ・72点未満(含実績無し) ※各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満[欠格] 文部科学省 所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある	5.0 点 4.0 点 3.0 点 2.0 点 1.0 点 0.0 点 欠格
		・84点以上 ・81点以上84点未満 ・78点以上81点未満 ・75点以上78点未満 ・72点以上75点未満 ・72点未満(含実績無し) ※各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満[欠格] 文部科学省 所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある	5.0 点 4.0 点 3.0 点 2.0 点 1.0 点 0.0 点 欠格
		・1級建築施工管理技士又は1級建築士、1級電気工事施工管理技士又は技術士（電気電子部門）、 1級管工事施工管理技士又は技術士（機械部門（流体機械又は冷暖房及び冷房機械）・水道部門 又は衛生工学部門）、1級土木施工管理技士又は技術士	2.0 点
		・2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、2級土木施工管理技士	1.0 点
	同種工事の施工経験	・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての実績あり。 ・上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 ・主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。 ・実績なし。[欠格]	3.0 点 2.0 点 1.0 点 欠格
		同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(過去4年度以降に完成した工事に限る) ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	
①企業の技術力	配置予定技術者の能力	・8 3点以上 ・8 2点以上 8 3点未満 ・8 1点以上 8 2点未満 ・8 0点以上 8 1点未満 ・7 9点以上 8 0点未満 ・7 8点以上 7 9点未満 ・7 7点以上 7 8点未満 ・7 6点以上 7 7点未満 ・7 5点以上 7 6点未満 ・7 2点以上 7 5点未満 ・7 2点未満（含実績無し） ※6 5点未満 [欠格]	10.0 点 9.0 点 8.0 点 7.0 点 6.0 点 5.0 点 4.0 点 3.0 点 2.0 点 1.0 点 0.0 点 欠格
		・あり 当該区域において、営業停止・指名停止が2週間～1ヶ月 →期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が1ヶ月～2ヶ月	-1.0 点
		→期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が2ヶ月～3ヶ月	0.0 点
		→期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が3ヶ月以上	0.0 点
		→期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合 当該区域において、営業停止・指名停止が3ヶ月以上	0.0 点
		・なし	0.0 点
		・法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されている。 ・法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されていない。	2.0 点 0.0 点
		当該工事施工地域（岐阜県又は愛知県内）に技術者・資機材等の拠点あり 当該工事施工地域（岐阜県又は愛知県内）に技術者・資機材等の拠点なし	3.0 点 0.0 点
		（ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下の中に限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） ○外国法人については、内閣府によるワークライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。）	2.0 点 0.0 点
②法令遵守（コンプライアンス） 企業の信頼性 ・社会性	事故及び不誠実な行為	合計	32.0 点
	全社的な対応状況		
	地理的条件（緊急時の施行体制）		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進		

(注1) : 「特殊法人等」には国が資本金の1／2以上を出資する法人を含む。

7 担当部局

〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸1番1

国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設庶務係（岐阜大学）

電話 058-293-2112

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、機構長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けている者は、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和5年6月23日（金）から令和5年7月7日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日その他の東海国立大学機構が定める休日（以下「休日」という。）を除く9時00分から17時00分まで（最終日の令和5年7月7日（金）は、15時00分まで）。

- ② 提出先：上記7に同じ。

- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記7に持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成20年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

また、①の同種工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の施工経験として記載した工事に係る契約書等（契約書・CORINS及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。

- ① 同種工事の施工実績（別記様式2）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の

促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項により規定する法人をいう。

② 工事成績（別記様式 3）

上記 4(2)に掲げる工事種別に係る工事成績（令和 3 年度以降に完成した工事に限る）の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、上記 6(3)表中「工事成績」において、2 年連続で年度の平均点が 65 点未満である者は、入札に参加できない。なお、上記 6(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表 1 に記載する法人である。

また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けた全ての工事（令和 3 年度以降に完成した工事に限る）の通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

③ 配置予定の技術者（別記様式 4）

上記 4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、上記 4(5)に掲げる同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載し、配置予定技術者の資格者証の写しを添付すること。記載する同種工事の施工経験の件数は 1 件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の施工経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすとともに、上記 6(3)表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（④を含む）。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。

なお、上記 6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項により規定する法人をいう。

④ 配置予定技術者の工事成績（別記様式 5）

主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した上記 4(5)に掲げる同種工事の工事成績（平成 31 年度以降に完成した工事に限る）に係る成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、上記 6(3)表中「工事成績（項目：配置予定技術者の能力）」において、平均点が 65 点未満である者は、入札に参加できない。なお、上記 6(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表 1 に記載する法人である。

また、工事成績評定通知書の写しについて、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した上記 4(5)に掲げる同種工事の工事成績（平成 31 年度以降に完成した工事に限る）で、通知を受けた全ての工事の通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

⑤ 事故及び不誠実な行為（別記様式 6）

全国又は東海・北陸地区において、文部科学省又は東海国立大学機構から指名停止措置を受けたもの及び岐阜県又は愛知県内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後 6か月以内（令和 5 年 2 月 3 日（金）以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥ 法令遵守に対する全社的な対応状況（別記様式 6）

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑦ 地理的条件（緊急時の施工体制）（別記様式 6）

岐阜県又は愛知県内における技術者・資機材等の拠点（本店、支店、技術者が常駐している拠点等）の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑧ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式 7）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する下記認定の有無について記載すること。
当該認定を有する場合は、同認定を受けていることを証する書類を添付すること。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）

・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

○外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

（4） 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 5 年 7 月 18 日（火）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面を電子メール）により通知する。

（5） その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 機構長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 7 に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1） 競争参加資格がないと認められた者は、機構長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和 5 年 7 月 18 日（火）から令和 5 年 7 月 25 日（火）までの休日を除

く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（最終日の令和 5 年 7 月 25 日（火）は、
15 時 00 分まで）。

- ② 提出先：上記 7 に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は持参により提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- （2）機構長は、説明を求められたときは、令和 5 年 8 月 1 日（火）までに説明を求めた者に対し回答する。

1 0 入札説明書に対する質問

- （1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和 5 年 7 月 18 日（火）から令和 5 年 7 月 21 日（金）の休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
 - ② 提出先：上記 7 に同じ。
 - ③ 提出方法：本学所定の様式により、shisetsu@t.gifu-u.ac.jp へ提出するものとするなお、様式のファイル形式は Microsoft Excel とし、他のファイル形式に変更しないこと。
- （2）（1）の質問に対する回答書は電子メールで回答するとともに、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期 間：令和 5 年 7 月 25 日（火）から令和 5 年 7 月 27 日（木）までの休日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。
 - ② 場 所：上記 7 に同じ。

1 1 入札及び開札の日時及び場所等

- （1）入札日時：令和 5 年 8 月 2 日（水）9 時 00 分から 15 時 00 分まで
- （2）入札場所：〒501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1 番 1（岐阜大学）

国立大学法人東海国立大学機構 施設統括部施設企画課施設庶務係
(電子入札システム)
- （3）開札日時：令和 5 年 8 月 3 日（木）10 時 00 分
- （4）開札場所：上記（2）に同じ。
- （5）その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、機構長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1 2 入札方法等

- （1）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、機構長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- （2）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110

分の 100 分に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約の締結をしないときは、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を国立大学法人東海国立大学機構に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に機構長を被保険者とする履行保証保険契約（契約額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と公共工事履行保証契約（契約額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.4 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。
- (3) 提出された工事費内訳書については、機構長（その補助者を含む。）が説明を求めことがある。また、工事費内訳書が別表 2 各項に該当する場合については、競争加入者心得第 30 第 12 号に該当する入札として、当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする場合がある。
- (4) 発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1.5 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1.6 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件

等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、機構長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.7 落札者の決定方法

- (1) 東海国立大学機構契約事務取扱細則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が東海国立大学機構契約事務取扱細則第16条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第17条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

1.8 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1.9 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2.0 契約書作成の要否等

別冊工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2.1 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

2.2 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）をするものとする。

2.3 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に、機構長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。

(2) 機構長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

2.4 再苦情申立て

機構長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明又は非落札理由に不服がある者は、上記9(2)又は上記2.3(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）以内に書面により機構長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

書面は、持参又は郵送（上記期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

2.5 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

2.6 手続における交渉の有無 無

2.7 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2.8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間要する場合は、発注者から連絡する。

(6) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

(7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(8) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と一緒に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和5年7月18日（火）から令和5年7月21日（金）までの（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）9時00分から17時00分まで。

② 提出先：上記7に同じ。

③ 提出方法：本学所定の様式により、shisetsu@t.gifu-u.ac.jpへ提出するものとする。なお、様式のファイル形式はMicrosoft Excelとし、他のファイル形式に変更しないこと。

④ 回答期間：令和5年7月25日（火）から令和5年7月27日（木）までの（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）9時00分から17時00分まで。

⑤ 回答場所：数量書に対する質問書への回答は、電子メールで回答するとともに、上記7にて閲覧に供する。

(9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184

② ICカードの不具合等発生の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札説明書 別紙【一般工事】

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 東海国立大学機構契約事務取扱細則第 16 条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同細則第 17 条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 統一基準における直接工事費の額に 10 分の 9.63 を乗じて得た額
- (2) 統一基準における共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 統一基準における現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 統一基準における一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

※統一基準とは、公共建築工事積算基準（統一基準）を指す。

2 入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、東海国立大学機構契約事務取扱細則第 17 条の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項